

社会福祉法人 慶寿会 デイサービス ふる里

地域密着型通所介護サービス重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にあるご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とします。

またご利用者の心身の状態や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、ご利用者の要介護状態の軽減や悪化防止の為、適切なサービスの提供に努めます。

2. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 慶寿会		
代表者名	小笹 慶資		
法人の所在地	茅ヶ崎市 下寺尾 1835-2		
電話番号	0467-52-8711	FAX 番号	0467-52-8712
業務の概要	社会福祉事業経営		
事業所数	6		

3. 事業所の概要

事業所名	デイサービス ふる里		
事業所の所在地	茅ヶ崎市 松浪 2-2-74		
電話番号	0467-53-9922	FAX 番号	0467-53-9933
介護保険事業所番号	1472402112		
指定年月日	平成 28 年 2 月 1 日		
併設サービス	茅ヶ崎市指定第 1 号通所事業サービス		
管理者氏名	松原 淑枝		
通常の事業実施地域	茅ヶ崎市		
定員	10		

4. 事業所の職員体制等

職種	業務内容	勤務体系	人数
管 理 者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う	常 勤	1
生活相談員	地域密着型通所介護サービスの調整及び相談業務等を行う	常 勤	1 以上
機能訓練指導員	ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う	看護師	1
介護職員	ご利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う	非常勤	1 以上

5. 営業日、営業時間、サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日および祝日
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:00
	土日及び年末年始(12月30日から翌年1月3日まで)を休業とさせていただきます。

6. ご利用者負担金（ご利用回数により算定）

地域密着型通所介護	介護度	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
			金額（1 回につき概算）		
基本単位／基本額	要介護 1	750 単位	784	1,568	2,352
	要介護 2	887 単位	927	1,854	2,781
	要介護 3	1,028 単位	1,075	2,149	3,223
	要介護 4	1,168 単位	1,221	2,441	3,662
	要介護 5	1,308 単位	1,367	2,734	4,101
入浴介助加算（Ⅰ）	要介護 1～5	40 単位	42	84	126
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18 単位	19	38	57
個別機能訓練加算Ⅰイ		56 単位	59	117	176
個別機能訓練加算Ⅱ		月：20 単位	21	42	63
認知症加算		60 単位	63	126	189
科学的介護推進体制加算		月：40 単位	42	84	126
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 59/1000 加算			
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 10/1000 加算			
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算			

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護特定処遇改善加算（Ⅱ）・介護職員等ベースアップ等支援加算とは、介護の質の向上と職員の定着化及びその処遇改善の為に、所定の割合に応じた介護報酬を介護職員の賃金等処遇改善に充当させていただきます。

※ 下記項目につきましては、別途ご請求とさせていただきますので、宜しくお願い致します。

- 食事代（おやつ代含） 850 円／回
- 当日キャンセル代 400 円（食材料費代として）
- 有償貸し出し オムツ代 150 円／枚 リハビリパンツ代 100 円／枚 パット代 50 円／枚
- 持参薬や連絡用シート等を入れるジッパー式ファイル袋（希望者のみ） 100 円
- 写真代 1 枚 50 円
- 特別な行事費（個別レク材料費等）

※ 前項の費用の支払いを含むサービスの提供を行う際には、事前にご利用者又はご家族に必要な資料をご提示し内容及び費用をご説明した上で、ご利用者の同意をいただきます。

※ ご利用料につきましては、ご指定の銀行口座より毎月 27 日に引き落としとさせていただきます。

7. 守秘義務・秘密の保持

- 1) 事業者は業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密や個人情報につきましては、ご利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。退職した職員においても同様とする。
- 2) 事業者は文書によりご利用者またはそのご家族のご同意を得た場合には、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものといたします。

8. 緊急時の対応

ご利用者のお怪我や体調の急変時、ご家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。また管理者ならびに訓練を受けた専門職としての判断により、施設より救急搬送を行うなど必要な対応をとらせていただく場合もあります。

9. ご相談窓口、苦情対応

- 1) サービスに関するご相談・苦情またはお気づきの点等ございましたら、下記の窓口へお気軽にご連絡ください。

相談窓口	所在地	茅ヶ崎市 松浪 2-2-74		
	電話番号	0467-53-9922	/ FAX 番号	0467-53-9933
	対応時間	8:30~17:30	責任者	松原 淑枝

- 2) 介護保険に関する苦情・相談窓口

市町村介護保険相談窓口 (茅ヶ崎市役所 介護保険課)	所在地	茅ヶ崎市 茅ヶ崎 1-1-1		
	電話番号	0467-81-7164		
	対応時間	8:30~17:00 (土日祝・年末年始を除く)		
神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護保険課 苦情相談係)	所在地	横浜市 西区 楠町 27-1		
	電話番号	045-329-3447		
	対応時間	8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)		

10. サービスの内容

第9条 地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、その他必要な身体の介助

エ、養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上と、減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身の活性化を図る為の各種サービスを提供する。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション

ウ、個別対応趣味活動

(4) 送迎サービス

送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の自立への支援を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態：一般浴槽による入浴（リフト浴も可能）
- ・介助の種類（必要に応じて行う）

ア、衣類着脱

イ、身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、その他必要な介助

（6）食事サービス

ア、準備・後始末の介助

イ、食事摂取の介助

ウ、その他必要な自立を促す為の食事の介助

（7）相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

日常生活動作に関する訓練介助の相談、助言

福祉用具の利用法の相談、助言

住宅改修に関する情報提供

家族・職員の交流会

その他の必要な相談、助言

11. 職員研修について

従業者等の質の向上を図る為、次のとおり研修の機会を設ける。

- 1) 採用時研修（採用後3ヵ月以内）
- 2) 継続研修（現任研修月1回）

12. 虐待防止の為の措置に関する事項

高齢者の尊厳を維持する為、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。定義として虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、養護者が一生懸命介護をしていたとしても結果が不適切であれば、虐待に相当する。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施し、適切に実施するための担当者を置く。事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

13. 非常災害対策

サービス提供時天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法等を確認し、災害時には避難の指揮をとる。

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難、救出の訓練を年2回以上定期的に行う

14. 衛生管理

地域密着型通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

感染症の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すること。その結果について、職員等に周知徹底を図る。

事業所における感染症の予防・まん延の防止のための指針を整備する。

職員等に対し、感染症の予防・まん延の防止のための研修・訓練を定期的実施する。

15. 事故対応

利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者の故意又は過失によらないときはこのかぎりではない。

事業者はサービス提供時ご利用者の心身状況に異変その他緊急事態が生じた際、速やかにご家族・居宅介護支援事業者、必要に応じ主治医・協力医療機関に連絡し、適切な措置を迅速に行います。

【説明確認欄】

本書面に基づき重要事項を、ご説明させていただきました。

令和 年 月 日

(事業所)

所在地：神奈川県茅ヶ崎市松浪 2-2-74

事業所名：デイサービスふる里

(説明者) _____ 松原 淑枝 _____

本書面に基づき事業者より重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

(利用者様) _____

(代理人様) _____